

令和5年度天理市電力の調達に係る環境配慮方針

(目的)

第1条 本方針は、本市が行う電力の調達契約の競争入札の実施に際し、環境に配慮した電力調達契約を締結するために必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の競争入札に係る入札参加資格の判定に際し、小売電気事業者(以下「電気事業者」という。)の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで実施する電力の調達をいう。

(対象組織等)

第3条 この方針は、本市の全ての機関が競争入札により電力を調達する際に適用する。ただし、指定管理者制度の対象施設を除く。

(環境評価項目)

第4条 本方針における環境評価項目は、次のとおりとする。

1 基本項目

- (1) 二酸化炭素排出係数(電源構成とともに開示していること。)
- (2) 未利用エネルギー活用状況
- (3) 再生可能エネルギー導入状況

2 加点項目

- (1) 環境マネジメントシステム(以下「EMS」という。)導入状況
- (2) グリーン電力証書の購入状況
- (3) 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(評価)

第5条 天理市が行う電力調達契約の入札に参加を希望する電気事業者は、前条に定める環境評価項目を、別表1「天理市環境に配慮した電力調達契約評価基準」(以下「評価基準」という。)により算定し、その評価点等を様式1「天理市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」に記載し、環境政策課長に提出するものとする。ただし、当該年度内に評価点に変更があった場合は、その都度環境政策課長に提出するものとする。

- 2 環境政策課長は、電気事業者から提出された様式1の内容を確認し、各電気事業者の評価点を判定する。
- 3 環境政策課長は、判定の結果について、様式2により各所属長へ、様式3により評価点を電気事業者へ通知するものとする。

(入札参加資格)

第6条 入札参加資格は次のとおりとする。

前条で定める基本項目の評価点の合計が70点以上であること。基本項目の合計が70点に満たない場合、基本項目の得点に加点項目の得点を加えた合計が70点以上であること。

(入札参加資格の確認)

第7条 入札事務を担当する者は、様式2により各事業者の評価点を確認するものとする。

(その他)

第8条 本方針に定めるものの他、競争入札による電力調達に係る環境評価等について必要な項目は、別に定める。

(事務処理)

第9条 本方針に係る事務処理等は、環境政策課において行う。

附則

この方針は、令和5年4月1日から施行する。